

法実務教育を巡る国際交流の必要性：
キャンパス・アジア（法学分野）への評価を踏まえ
た所感（シンポジウム）

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2018-01-22 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 王, 戦軍 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00024435

■ シンポジウム ■

法実務教育を巡る国際交流の必要性

— キャンパス・アジア（法学分野）への評価を踏まえた所感

清華大学 博士指導教員

前 中国教育部高等教育教學評価センター副主任

王 戦 軍

(朱 曄 訳)

グローバル化が進んでいる中、国境を越えた人々の交流が増加し、物や通貨の取引も急速に増えてきており、こうした動向が今後ますます顕著に見られると予想される。このような時代の動きを踏まえると、渉外取引が盛んになると共に、渉外の法的紛争については、その量が増えるだけでなく、諸紛争の中身も確実に多様化すると考えられる。このことは、従来の法学教育だけでは、複雑な様相を呈している紛争に対応することが困難となりつつあり、複眼的な思考力を持つ、高度な判断力を有する法曹を育成する教育が不可欠であることを示している。また、国を跨いだ資本の流通が一般化すると共に、本国以外の企業への投資などが頻繁に見られ、そのため、紛争処理以外の法的サービスの提供についてもその可能性が広げられつつある。以上のような現状を見ると、従来の法学教育を巡る国際化の必要性は日々高まっており、国際的視野を有する法曹の涵養は一つの課題として浮上している。

ここでは、中国の大学における法学教育の状況を紹介しつつ、キャンパス・アジア（法学分野）を評価した所感を踏まえながら、今後法学教育に取り込むべき要素について簡単に纏めてみたい。

一、中国の大学における法学教育の状況

中国における近時の状況を見ると、法学教育は盛り上がりを見せ、法学教育を実施する学校及び在学者数は共に急増している。以下に、2015年末のデータを示すことで、そうした法学教育の規模を伺うことができるであろう。

まず、2015年末では、各大学における在学の大学院生が12.5万人に達しており、その内訳を見ると、博士課程に在学する学生は1.7万人を占めており、修士課程の在学者数は10.8万人となっている。そして、2015年に卒業した大学院生は合計4万人がおり、その内、博士は0.3万人となっており、修士は3.7万人となっている。

次に、2015年中国全国の法学部に在学する学部生は55.1万人に上っており、2015年に卒業した学生は13.1万人に達している。

さらに、専門性の高い大学に在学する学生、いわゆる「専科生」の数は10.8万に上っており、2015年の卒業生は3.8万に達している。

以上の統計数値を見ると、中国における法学教育の規模が拡大しており、毎年多くの法的専門知識を身につけた卒業生を世に送り出していることが明白である。多方、近時中国の社会状況を窺うと、市場経済の導入につれ、人々の財産が蓄積され、経済活動が活発化してきている。こうした社会動向の顕著化と共に、法的な紛争がかつてないほど増加し、またトラブルの中身も多種多様化している。そのため、数多くの法的専門知識を有する人材の育成は時代の流れに対処した措置だと考えられよう。

しかし、注意すべきは、法的サービスを求める市場が著しく拡大したとは言え、市場のメカニズムによる人材の選別もますます厳しくなっていると考えられる。市場における過酷な競争に晒されている卒業生は、成功を勝ち取るために自分自身の才覚をさらに磨かなければならない。従って、法学を学修する学生にとっては、機会と危機が共存する時代に突入したことを認識しながら勉学に励むことが望ましいであろう。

二、キャンパス・アジアのモデルに基づく国際的な人材の育成

キャンパス・アジア (Collective Action of University Students in Asia) は2010年に誕生したプロジェクトである。これは、政府の主導に基づき、参加する大学が具体的な計画を実施するプログラムである。その中身については、合計10ヵ項目が試験的に実施されている。

法学分野については、中国人民大学、清華大学、上海交通大学、名古屋大学、ソウル大学、成均館大学がプログラムの実行に携わっている。

また、移動キャンパスについては、広東外国語・外国貿易大学、立命館大学、東西大学がプログラムの主役を担っている。

プログラムの全体的な所感としては、参加する各国の若者は、外国の学生と切磋琢磨することによって学修の意欲が高められており、様々な経験を通じて国際感覚が磨かれる場となっている。

三、国際視野を有する法曹育成の課題と対策

中国における法学教育の現状を見ると、様々な新しい課題が潜在していると言える。その中でも、早急に解決しなければならない課題は次の通りである。つまり、現

在の大学における法学教育では、理論的な教育を中心に講義内容が展開されているため、学生にとっては社会紛争の状況を洞察する能力を身につけることが決して容易ではない点である。そのため、実際の法的トラブルを対処する能力が貧弱となり、こうした法学教育を受けてきた学生は、教科書レベルの知識が豊富ではあるが、司法試験に合格したとしても、生の紛争解決にあたっては、大学で学修した内容及び試験対策の知識を用いるのみで、適切な紛争処理をすることは困難と言えよう。

以上のような課題を解決する上では、国境を跨がったりリカレント教育の意義が極めて大きい。

つまり、外国において法学のリカレント教育を受けることによってグローバル化の趨勢を深く洞察することができ、国際的な視野が広げられることになる。

また、グローバル化に対処することのできる法律実務家になるためには、外国の歴史および文化的背景を理解しなければならない。外国において、その国の法律実務を学修することにより、その歴史背景や法文化などをより深く理解することができよう。そして、外国での貴重な経験は、問題に対する多角的な考え方を育てることに非常に役立ち、こうした立体的な思考力を身につけることにより法的問題を処理する能力が高められると考えられる。

さらに、外国において法学のリカレント教育を受けることは、法律実務における新しい課題に実際に触れることができるであろう。つまり、すでに直面している新課題を検証しつつ、それに対処するために誕生した新しい処理方法又は制度を研究することは、大変重要な意味を持つ。外国における新しい課題及び制度に関わる理解は、本国において同様な課題が現れたときの貴重な参考資料となるに違いない。

静岡大学地域法実務実践センターは、今後法律実務家のリカレント教育を計画していると聞いており、これは大変有意義な展開であり、心よりその成功を期待している。